

事務局説明資料

○議事 会長・副会長の選出について

【資料１】会長・副会長の選出について

- 埼玉県川越比企地域保健医療協議会設置要綱第５条第１項の規定では、「協議会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。」とされています。
このたび、令和６年６月１日から令和８年５月３１日までを任期とした委員の方々の委嘱に伴い、新たに会長・副会長を決める必要があります。
- 本来であれば、通常の方法により本協議会を開催し、委員の皆様の互選により会長・副会長を選出いただくべきところですが、今回の協議会は書面による開催であるため、事務局から提案させていただきます。
- 事務局としては、会長及び各部会長については、
 - ① 川越比企保健医療圏内の医師会長として圏域内の保健医療に精通し、かつ牽引してきた実績があります。
 - ② また、本協議会は事務局が坂戸保健所にあり地域的な点などから、会長には坂戸鶴ヶ島医師会長、副会長を川越市医師会長及び比企医師会長に御就任いただくことが従前からの慣例となっております。

以上のことから、丸山元孝委員には会長を、齊藤正身委員と田端裕之委員には副会長をお願いする案を提案いたします。

○報告（１） 埼玉県地域保健医療計画（第７次）に係る圏域別取組の取組状況について

【資料２】川越比企圏域「圏域別取組」関連施策推進状況調書 （埼玉県地域保健医療計画（第７次））

- 埼玉県では医療法第３０条の４に基づき「埼玉県地域保健医療計画」を定め、川越比企保健医療圏では重点的に取り組む課題を「圏域別取組」として定め、関係機関の皆様と推進しております（参考資料１～２参照）。
- そのうち、第７次埼玉県地域保健医療計画（平成３０年度から令和５年度まで）における圏域別取組の取組状況について報告するものです。

- 委員の皆様が所属する団体において関連する施策を実施いただいておりますが、先頃、実施機関での取組内容やその成果等を自己評価とともに御報告いただきましたので、それらを「資料2」として取りまとめたものでございます。
- なお、第7次計画の最終年度となる令和5年度の実績については、既に令和5年度第2回の協議会開催時において、当時のデータ（見込を含む）で報告させていただいておりますが、今回の協議会では、確定値の実績データ等を基に、改めて報告させていただくものでございます。
よろしく願いいたします。

○報告（2） 埼玉県地域保健医療計画（第8次）に係る圏域別取組の取組状況について
【資料3】川越比企圏域「圏域別取組」関連施策推進状況調書
（埼玉県地域保健医療計画（第8次））

- 埼玉県では、県民の誰もが医療や介護の不安を感じることなく、健康で生き生きとした生活を送ることができる埼玉県の実現を目指すため、令和6年度（2024年度）を初年度とする「埼玉県地域保健医療計画（第8次）」を策定いたしました。
- これを踏まえ、川越比企医療圏では、令和6年度を初年度とし令和11年度までを期間とする「圏域別取組」を策定しました（参考資料3～4参照）。
- 各実施機関におきましては、関連する施策を実施いただいておりますが、第7次計画と同様に、実施機関での取組内容やその成果等を自己評価とともに御報告いただきましたので、それらを「資料3」として取りまとめたものでございます。
よろしく願いいたします。

◎ 以上の事務局説明に対する御意見又は御質問を、別紙「埼玉県川越比企地域保健医療協議会」意見等回答書」に御記入ください。